

・懇話会の概要

出席委員 10名（欠席者なし）

第2回懇話会における委員からの意見・要望事項を踏まえ、資料1から資料4により説明。

県立病院の経営形態について意見交換
（委員の主な意見）

- ・ 地方公営企業法の一部適用あるいは全部適用では、人事・予算について小回りが利かないため、県民のニーズに柔軟に沿うことのできる経営形態を選択すべきであり、地方独立行政法人によることが適切ではないか。
- ・ 病院職員の確保の面からも、患者ニーズに柔軟に対応する必要性からも、多様な勤務形態を採用することが可能な非公務員型地方独立行政法人が適切ではないか。
- ・ 百数十床規模の公立病院であれば指定管理者制度を導入する可能性もあるが、総合医療センターのような規模の病院が指定管理者を公募して、受け手となる医療法人等が存在するのか、また、指定管理者が県の期待に沿った運営を行わない場合は、県民にとって大きな負担となる。
- ・ 公務員型地方独立行政法人は地方公営企業法の場合と相当類似している印象を受ける。この経営形態を除くと、非公務員型地方独立行政法人と指定管理者制度が残るが、指定管理者として適当な医療機関があるのかという点で問題が残る。
現時点では、非公務員型地方独立行政法人が導入しやすいのではないか。

（その他の意見）

- ・ 不採算医療を提供する責務がある以上、県立病院は繰出金を基に運営することが前提である。一般会計は、不採算医療部分について、しっかり負担金を入れていく必要がある。